

## 施設整備方針

### 1 基本的な考え方

この方針は、令和5年度の整備に係る要件等である。

また、国庫補助協議案件の決定に当たっては、限られた予算を効果的に執行するため、以下の整備方針に加えて、千葉県の実情や圏域内、市町村域内の整備状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

### 2 整備方針について

県が策定した障害者計画の趣旨・内容に沿った整備計画であり、次のものを優先的に整備するものとする。

ア 千葉県暮らしの場支援会議において支援が必要と判断された重度の強度行動障害者の受け入れや、強度行動障害者の地域移行を進めるために、共同生活援助事業所(グループホーム)等の整備を図るもの。

※アの整備については、県立施設改革班に別途協議すること。

イ 医療的ケア児者や重症心身障害児者を対象とする医療型障害児入所施設や医療型短期入所施設、または療養介護に係る整備を図るもの。

ウ 社会福祉施設等の耐震化、ブロック塀等改修整備等「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」に該当する施設整備。

エ 市町村が策定した障害福祉計画の趣旨・内容に沿った整備計画であり、特に市町村が必要性を認め、施設整備費(主として工事費、設計費)の補助等の支援が見込まれるもの。

オ 障害者計画の数値目標に対して、圏域内、市町村域内の施設の充足率が低い施設整備であるもの。

カ 社会情勢を踏まえ、真に緊急性及び必要性の高い整備であるもの。

注)千葉県は対象外。船橋市・柏市については、障害児入所施設、児童発達支援センターに係る施設整備のみ対象とする。

### 3 入所施設の整備について

障害者支援施設(施設入所支援)の整備について、地域生活を推進する観点から、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と判断される場合に限ることとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

なお、やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合においては、施設整備の必要性はもとより、当該市町村と相談の上、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画を提示することを条件とする。

#### 4 その他の要件等について

次の事項に留意されたい。

- ア 単年度事業(令和5年度中の完了)を原則としていること。
- イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込み(人口、障害者数等を勘案)及びサービスの提供体制(施設数、利用定員等を勘案)等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること。
- ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること。
- エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定(最低)基準、報酬等を十分検討するとともに、整備に係る資金計画や各種法令(建築基準法、都市計画法、農地法など)の許認可の状況又は見通しなど、着実な実施が認められるものであること。
- オ 建設用地の確保が確実であると認められること。
- カ 関係市町村との調整が十分行われていること。
- キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているものであること。
- ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること。
- ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1ユニットの定員が4人以上10人以下のものであること。  
また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。
  - 地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合(短期入所を行う場合は別途加算を算定)
    - ・1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価(+短期入所整備加算)
    - ・1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2(+短期入所整備加算)
  - 日中サービス支援型グループホーム(短期入所を併設)
    - ・1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価+短期入所整備加算
    - ・1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2+短期入所整備加算
- コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること。
- サ 協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること。

ス 新設にあたっては、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児・者の安全面に配慮すること。

## 5 その他

### (1) 補助単価等について

ア 補助単価は、1施設当たりの単価であり、これに各種加算を合算すること

イ 補助基準額は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(国要綱)の別表にある単価により算定すること。

ウ 補助(予定)額については予算の範囲内で別途判断するもので、算定額が全額補助されるものではないこと。

### (2) 補助金の対象について

ア 交付決定後の契約に係る工事費や工事事務費が補助の対象経費であること。

イ 交付決定前の設計費等の一切の費用については、補助金の対象外であること。

ウ 土地の取得に関する経費、応募に当たっての事務処理経費は補助の対象経費とはならないこと。

エ 地域活動支援センターの整備は補助対象外であること。

オ 公立施設の整備は補助対象外であること。

### (3) その他

ア 独立行政法人福祉医療機構等から借入れを行う場合、融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと。

イ 協議書等に虚偽の記載があった場合は選定を取り消す場合があること。